

養鷗徹定上人の護國護法的佛教學

藤原弘道

一

養鷗徹定上人は近世淨土宗が生んだ學僧であり、傑僧である。淨土宗知恩院門主といふよりも、鑑識家、考證家として、また一面排外教家として廣く知られ、明治佛敎史上特異な存在であつたことは、既に藤堂祐範氏が、龍谷大學論叢第二九三號「明治佛敎研究」^①に述べられてゐるところである。又熱烈なる護法憂佛の精神から幾多の著作を公にして、皇國の佛法を排斥することの不可を力説したことについては、「現代佛敎」昭和八年七月特輯號「明治佛敎の研究、回顧號」^②に高瀬承巖氏や藤本了泰氏等によつて紹介されてゐる。かの行誡上人が廢佛毀釋の眞唯中に、復古正風の警鐘を鳴らした聖僧であるに對して、徹定上人は隱溪禪師・普門律師・日勇上人・文雄上人・潮音上人・南溪和上・曇龍和上・龍溫和上等と相前後して、僧徒必ずしも蠹食するものにあらずとて、破邪顯正の大旗をかざし、佛法國益の理を明した護法の氣節僧であつたことは、徳重淺吉氏がその著、「維新政治宗敎史研究」^③のうちに論じてゐられるところである。維新の大業既に成り王政復古するや、神佛判然は廢佛毀釋と化し、佛敎の存廢さへ杞憂された時に當り、毅然として全佛敎の面目を擔つて立たれた感のある徹定上人の、熱烈なる意氣と、透徹せる理論とは、蓋し日本佛敎

史上逸すべからざる存在といはねばならぬ。本年は宛も上人の五十回忌に相當する。私は此の小作を草して、上人の芳躅を偲び、教學の上に於ける護國護法の精神に味到したい。

二

養鷗徹定上人は號を松翁、杞憂道人、古溪或は古經堂ともいふ。文化十一年甲戌三月十五日、筑後國久留米に呱呱の聲をあげた。父は有馬藩士鵜飼萬五郎政善、母は久保氏で、上人はその二男である。資性頗る穎悟、六歳の時、瀬戸町西岸寺光譽禪龍和尚の室に投じて剃髮出家した。時に文政二年三月であつた。同十年西京に遊學して儒佛二道を學び、天保三年十一月江戸に移錫し、増上寺順應寮に入つて五重を受け、五年十一月功譽念成大僧正に就て宗脈を稟承した。同十三年四月功譽大僧正の命に依り、新谷の學寮を司ることとなり、梵網經、原人論・曆象論等を講じ、學生を薰陶し、緣山詩叢三卷を編著した。嘉永五年三月には京都獅ヶ谷法然院に於て、忍激上人が槩版に建仁寺の麗版を校合した對校録の騰寫を行ひ、更に大和に入り、七大寺古寫經を搜索し、奈良念佛寺の袋中上人蒐集の古經、古寫經を調査した。萬延元年には有名なる關邪管見錄二卷を著述し、關邪集一卷を覆刻して破邪の大旗をかざした。

關東十八檀林の一なる武藏國岩槻の淨國寺に住職したのは文久元年で上人四十八歳の時であり、爾來五十九歳まで足掛十二年に及んでゐる。

抑、文久元年以來の數ヶ年は我日本の大なる歴史的轉換期に臨んでゐた内外頗る多事な時であつた。徳川二百五十年太平の夢は黒船の來航によつて破られ、國內には尊皇と攘夷、佐幕と開港の對立に渦卷いた。前年井伊大老の歿

後、幕府は公武合體の論を以て時局を收拾せんとして、此年十月皇妹和宮親子内親王の御東下が行はれたが、翌年安藤信正の刺傷事件が勃發した。一方外人に對する反感は幾多の殺傷事件を生んで物情騒然たるものがあつた。かくの如き内外の情勢は、淨國寺の山門奥深く念佛精進の出家にも強い影響を及ぼさずには止まなかつた。殊に時世を觀るに敏なる徹定上人に於ては、一層想像するに難くない。爾來數年に互つて、關邪集を複刻しては破邪に當り、更に蓮門經藉錄一卷、古經題跋二卷、譚場列位二卷、羅漢圖讚集二卷、續興學編一卷、祈禱辯一卷、南蠻興廢記一卷、破提字子一卷、釋教正謬初破再破三卷、笑耶論一卷、辨道書目提要一卷等の諸書を、引續き或は著作し、或は複刻した。一面明治元年十二月京都の諸宗同德會盟に参加し、同二年四月廿五日芝山内増上寺の會盟にはその盟主となつた。これ諸宗僧侶の中の先覺者の集合で、互に學業を練磨し、耶蘇教制禁に努め、檀家を教導したのである。^⑤ 明治三年にはかの有名な佛法不可斥論一卷を著して廢佛毀釋論者に一矢を報ひた。此書は廣く讀まれたのである。明治五年教部省の十等出仕に補せられ、同六月には權少教正に敘せられて淺草誓願寺に轉住、七月權大教正に補せられ、翌六年一月には小石川傳通院に轉住した。七年四月知恩院に晋山、八年三月には大教正に補せられた。九年十月式部寮雅樂大曲を傳授せられ、大令人となつたが、上人が音樂にも長じてゐられたことが想像される。

この間、鹿兒島不斷光院の再興を計り、又廢佛毀釋の爲めに荒れはてた隱岐の教田再興に努め、西郷港の闡隆寺、莊樂寺、專念寺、西明寺等の創建、及びその他説教所の設置に力を盡し、或は華頂宗學校を現在の華頂高女の地に設置し、宗門教育施設の更改を計つたなど、佛教再興の爲め不惜身命の幾年月を送つた。十七年教導職廢止の令が出たので、翌年管長に任命、十九年門跡號を許されたが、廿年四月知恩院を辭し、山内福壽院に退隱せられた。當時淨土宗

は宗政上關東と關西の軋轢甚しく、加ふるに知恩院は借財の爲め財政上の危期に瀕してゐた。そうした時に退隱された上人の晩年は、眞に不遇なりといはねばならぬ。廿二年筑後西岸寺に寓し、傳語匡謬及餘論一卷を著した。翌々廿四年二月愛知縣下巡錫中、不辛病を得て、三月十五日名古屋村阿彌陀堂(現西區千歲町崇徳寺)に於て遷化せられた。世壽七十八、法號隨蓮社順譽上人金剛寶阿松翁徹定大和尚と稱する。生年と示寂と同月同日であつたことは奇しき次第である。

以上を以て上人の生涯を大略跡づけたと思ふ。

三

さて上人の著作を通じて上人が如何なる精神生活をされたか。又如何なる態度を以て外教に當られたか。佛教傳來以來千有餘年、我が國民の精神文化に尠らず寄與し、國民文化の指導原理となつた佛教が、一朝にして破壊撲滅されんとした危機に際會して、上人は如何なる自覺と反省とを以て、之が擁護に當られたか。その教學に於ける護國護法の方面に就て考察をすゝめやう。

幕末外船の渡來、開國通商は、外教禁止の令も遂にその破綻を生ずるの有様となつた。維新以後と雖もその當初は、神道國教主義を採り、外教の輸入を拒がんとした。とは言ひながら一面文明開化の一要素として歓迎されんとしつゝあつたのである。かゝる際、外教に肉迫して破邪の筆劍を振つた佛教徒も決して少くはない。矢繼早に諸種の出版が出された。上人も教界の一角に抽んでゐた一人であつた。上人が邪正辨別の公論を録する所以は「意タゞ廣ク先賢

ノ苦心ヲアラハシ、普ク後昆ノ龜鑑トナシテ、大經大法並ビ馳セ、國恩佛恩均シク報ゼンコトヲ冀フノミ、^④」であり、「國家ノ禁條ヲ嚴重ニ守リ、天下ノ人民一致シテ、虎狼ヲ驅逐スルガ如クセバ、大ナル憂ナカラン歟。嗚呼邪徒ノ毒ヲ流スコト、洪水ノ河ニ溢レ、岸ヲ衝クガ如シ。早ク其微ヲ防ギ、其漸ヲ杜ガザルトキハ、ツヒニ滔天ノ災トナラン。國ノタメ法ノタメ、聊サカ微衷ヲ陳スル」^⑦といふにある。かくの如き趣旨を以て、幕府の耶蘇教禁止條文に和漢名士の駁撃の論著を併せ論破するため、關邪管見録を著した。又辨道書目提要は和漢の破邪護法に關する典籍目錄であるが、その編述の理由も亦、「輒近蠻夷禽獸之風俗浸淫都鄙、聖人之教四分五裂、互相詆訾大道寥々竟莫知返良可浩嘆也、頃者社友請審古今學風之變態、仍先錄其書目以備今日之警策」^⑧にあつたのである。

因に維新當初に於て切支丹邪宗門は國禁であつたことは、明治二年太政官から揭示されたところである。尤も間もなく邪の字を除き、切支丹宗門としたことは佛敎遭難史論^⑨に説くところである。岩倉公一行歸朝の後、條約改正のさまたげとなつたので、明治五年一般制札を取除かしめた。この國禁解除が公許と誤られ、傳道布敎が行はれるに至つた。かくて諸宗僧徒の外敎排撃が叫ばれ、二年六月、徹底上人は諸宗總代として、高野山明王院増隆と共に連署を以て、外敎防禦の儀につき堅く御禁制の御布告なし下さるやう「各國府藩縣及津港惣而四民轉輾ノ地へ致出張、防禦之實效相立候様盡力可仕候。僧徒之報國盡忠者此一舉ニ御座候間、不惜身命從事仕度奉存候」^⑩と獻言してゐる。かくの如き志操堅固の僧侶によつて、たとへ寺院は焼かれ、佛像は破毀され、寶物は捨てられたとはいへ、敎學復興の途上に光明は取殘されてゐたといふべきである。

然らば次に神儒二敎に對しては如何なる態度を持せられたか。由來王政復古の大業は、思想的には儒者、國學者、

神道家等の貢獻による處大であることはいふまでもないが、さて王政復古が成就すると、神武創業の御精神に歸るといふ見解から、神道が絶對的勢力を占め、その爲め神佛分離はやがて廢佛毀釋と惡化した。否寧ろ神佛判然の朝旨に藉口して、之を實行したものと考へられる。上人と雖も神道は重んじてゐたことは、明治二年五月、高野山明王院増隆と共に獻言して、「神道ハ皇國固有ノ道ナルコト言ヲ待ズ。儒佛ハ之ヲ輔テ並行ル、皆是中正ヲ幹トシ、仁慈ヲ根トス」といひ、「佛ヲ賣リ、儒ヲ街フニ非ズ」^⑩と皇國神道の尊崇すべきことを謹言し、併せて佛教の必ずしも斥くべきものにあらざる所以を述べてゐる。

四

抑、明治維新の重大要素たる政治の方針は、明治元年（慶應四年）閏四月廿七日太政官から發布された政體書に、その精神を詳細に示してゐる。即ち萬機公論の御精神により、立憲政治による全國統一を明らかに示された。是より先、明治元年正月十三日には政廳の總名に太政官代が設けられ、同十七日には、それを總裁局、神祇事務局、内國事務局、外國事務局、國防事務局、會計事務局、刑法事務局、制度事務局の八局に分け、更に閏四月廿一日の新官制で、議政官、行政官、神祇官、會計官、軍務官、外國官、刑法官の七官に改正したが、この制度は何れも全國の統一を目論だものに外ならない。而して二年七月八日又々官制を改革し、神祇、太政の二官、民部、大藏、兵部、刑部、宮内、外務の六官が設けられた。後には太政官の上に神祇官が設けられ、祭政一致の古制に復せんとした。四年七月大教の御趣意書に就て諸藩に御沙汰書を降され、八月神祇官を神祇省と改めた。同五年三月には神祇省を廢して教務省を置き、

「第一條、敬神憂國ノ旨ヲ體スベキ事、第二條、天人人道ヲ明ニスベキ事、第三條、皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムベキ事」といふ三ヶ條の教則を發布し、説教等の節は能く注意し、御趣旨に相悖らざる様心得べきこと本發布された。(明治十年正月教部省を廢し内務省に社寺局を置く)かくして祭政一致の實をあぐるに専心努力し、政治、宗教の上からも國民思想の統一をはからんとしたが、その結果、僧侶は教導職となり、中央の大教院に對して地方にも中・小教院を置き、只管神道主義による系統的教化を施さんと企てた。それが爲め佛教の如き頗る無用視され、遂に廢佛毀釋の運動が起されるに至つた。即ち明治元年三月十七日神祇事務局より諸社へ、僧形にて別當或は社僧抔と相唱へ候輩は復飾被仰出候との達しが出た。更に同廿八日には神佛判然の布告が出て、佛像神體の神社は改むべき事、鐺口、梵鐘、佛具等の類一切神社に置くことの禁止令が出た。從來神儒佛三教が殆んど一體となり、我國民の精神生活を豊富にできたが、今や唯神道のみによるといふことゝなつた。かくて伊勢神領内の寺院廢毀のことが行はれ、續いて鹿島神領内の廢佛毀釋が行はれ、漸次全國的に普及の傾向に到つた。¹⁴⁾このことは神佛判然の布令を廢佛毀釋と取違へた役人の沙汰といはねばならぬ。

その上、維新以來、實利主義の思想が滔々一世を風靡し、當面無用の學問は之を顧みないことゝなつた。福澤諭吉の「學問のすゝめ」に學問とは唯むづかしき學を知り、解し難き古文を讀み、和歌を樂しみ、詩を作る等、世上に實のなき文學を云ふに非ず。中略、古來世間の儒者和學者などの申すやうにさまざまあがめ貴むべき者にあらず」とて、極端なる功利主義を強調し、實際に人間普通日常に間に合ふ學問、例へばいろは四十七文字を習ひ、手紙の文言、帳合の仕方、算盤の稽古、天秤の取扱等の實學に入る事を唱へた。これが明治五年の出版であるが、かゝる思潮に對し、

彼岸の精神主義を主張する佛教のよく抗し得べくもないことはもとより明かである。然も萬里の波濤を拓開し、國威を四方に宣布し、天下を富岳の安きに置かんことを欲す。¹⁵即ち宇内一等の國をつくるといふ大理想に導かれては、陋習を打破して文明開化に進まねばならなかつた。とは言へ、千有餘年間努力し蓄積して來た文化的遺産たる佛教を、玉石の別なく廢毀せんとするのも清明暢快な古代精神に悖るものと謂はねばならぬ。¹⁶

五

かゝる時勢粧に對して、心ある僧徹定上人は如何なる態度を持せられたか。明治三年三月、かの有名な「佛法不可斥論」一卷を著し、十五ヶ條の佛法不可斥の理由を述べて、近來洋學の流行に堂々の筆陣を張つてゐる。殊に皇國の佛法を崇ぶべきことを述べ、天下の寺院とは、「平常ハ諸民教導ノ道場トシ、時有テ諸藩侯伯ノ館第トシ、時有テ萬國ノ賓客ヲ應接ス。其大厦高堂ノ如キ、假令ヒ百萬ノ兵ヲ徵スト雖モ、風雨ノ患ヒナカラシム。其治亂兩全ノ策之ニ過タルハナカラン」¹⁷とて、庶民教導は四恩を以つて主義とすべきことを述べた。即ち一方佛寺毀却の暴擧を戒め、或は我國古來祖先の祭祀には佛事を以て之を行ひ、又寺院には祖先の墳墓あつて庶民孝敬至誠の歸するところである。然るに今や我祭祀を革む時は、孝敬の道を絶滅し、追遠歸厚の我良俗を失ふに至るとて、社會風教の上よりその排斥の不可なる所以を力説し、今佛法を斥くる時は邪徒忽ち虚を窺ひ、天下を蹂躪せんと極言してゐる。佛教は異國の教なりとして、世間から批難されるが、上人のいふ如く、我佛法は皇國の佛法にして異國の佛法に非ず、故に之を排すべからずと主張してゐるが、それは宛も閑愁録の著者、土藩長岡謙吉が、「佛法の我邦に入しより茲に二千年、皇化を保

護し今日に到る。其效懾々見るべし。故に佛法は天竺の佛法とのみ言ふべからず。乃皇國の佛法なり。」といふのと趣を同ふする。更に上人は、仁法二教、神佛本跡、神明歸佛、佛法國益、鎮護國家、生死感業、三世因果、須彌有無、洋教新古、二法一雙、葬式益無益、法事弔勤の十二問答を述べてゐるが、就中佛法國益なる理由も「神儒ノ道ハ廟堂臺閣ニノミ行ハレ、佛法ハ兼テ民間草野至愚痴頑ノ者ト雖モ、四恩ノ重大ナルコトヲ訓ヘ、造次顛沛ニモ、國王父母ノ恩徳ヲ戴念セシメ、忠孝仁慈ノ道ニ接誘シテ遺スコトナシ。是故ニ教法ハ宇内ニ洽ク、以テ人心ヲ和同維持スル者、我佛法ニ過ル者ナシ。所謂善ヲ作ス同ジカラザレドモ、同ク治ニ歸スト是也。是我神祖列聖皆以テ佛教ヲ崇信シ給フ所以ナリ。」¹⁹といふにある。

又佛教は鎮護國家の教法なる理由を示して、「夫レ天ノ時ハ地ノ利ニ如ズ、地ノ利ハ人ノ和ニ如ズ、縦ヒ堅兵利器アリト雖モ人心ヲ失スル時ハ且タニシテ危シ、人心和同スル時ハ藜杖草劍モ堅甲利兵ヲ伐タシムベシ。是古今一定ノ理、鎮護國家ノ大本也。今佛法能ク人心ヲ和同シ、久ク國家ヲ護持ス。豈鎮護ノ功ナシト謂ンヤ」²⁰とて國史に記され、各宗に傳はる所を以て、護國の佛教なる所以を力説してゐる。更に葬式益無益を論じ、引導誦經又大いに利益ありと、神道全盛の時勢と雖も、佛教を排すべきでないことを強調してゐる。かく日本佛教を皇道に合致せしめ、且つ四恩の思想を以て、佛教は鎮護國家の教法なり、國益なりといふ護國思想に關係せしめて考へられるところに、特別の意義があるといはねばならぬ。

更に高僧敬神録一卷に至つては、時勢の趣く慮を十分察知することが出来る。「吾國神國也。吾儕莫_レ非_レ神之苗裔。故不_レ拜_レ諸神、更求_レ佛力、則感應阻隔、豈可_レ重_レ異域_ニ而輕_レ皇朝_ト哉^{②1}」とて、行基以下各宗諸祖の神祇崇重の事蹟を抄出し、「世之人仰_レ慕古人之意_ニ而祈_レ神祇之保護、養_レ補文明之治化、則當_レ免_レ戶位素淦之譏焉耳。」^{②2}といつてゐる。因に淨土宗の僧侶としては、法然上人の加茂の河原屋、即ち勢觀房の奇瑞を收載し、聖岡上人に就いて、麗氣記見聞拾遺抄、及び神代卷註の著を引用し、「佛ハ全ク神道ナリ、往生ヲ願求スレバ即チ諸神ノ眞慮ニ稱フ。神道全ク佛法ナリ、福智ヲ祈念スレバ尙諸佛ノ護念ニ預ル云云。一日岩瀬神祠ニ詣テ報賽セシニ龜アリ、八稜鏡ヲ負テ來ル、問之ヲ受テ神ノ享ケ給ヲ感激ス。其鏡今尙艸地山ニ藏ス。後ニ武藏無量山ニ棲隱シテ冰川明神ヲ祀リ龍神ヲ合祭スト云、」とて、敬神と崇佛とは共に我國體に、相反せないことを力説してゐる。この高僧敬神の思想は、上人が先に祈禱辯一卷を著し、神佛の加祐を禱るといつたこと、共に、上人の神道思想を窺ふことができる。

祈禱辯には「般舟三昧經ニ無量壽佛ヲ念ズル者ハ六方ノ諸佛常ニ護念シ、一切ノ諸天及び四大天王龍神八部影ヲ逐テ擁護シ、諸ノ惡鬼神横ニ厄難ヲ加フルコトナク、諸ノ災障消滅シテ延年轉壽ノ益ヲ得ルト」といひ、又「無量壽經ニ天下和順日月清明風雨以_レ時災厲不起國豐民安兵戈無_レ用崇_レ德興_レ仁務修_レ禮護_レ大聖ノ金言豈吾ヲ欺ンヤ」といつてゐる。「父母ノ爲ニ佛號ヲ稱スレバ佛號即忠經ナリ、疫癘ヲ禳ヒ災孽ヲ除カンガ爲ニ誦經念佛スレバ、即チ國ヲ治メ民ヲ安ズル四書五經ナリ、苟モ至誠ノ心通徹スレバ天地日月モ之ガ爲メニ感動シ、諸天善神モ之ガ爲メニ福ヲ降ス。觀經ニ至誠心ヲ以テ三心ノ首トスルコト尤モ旨アル可シ。感應冥合ノ理ハ唯至誠一念ノ機關ニ在テ言辭ヲ以テ說盡シ難シ。只マサニ默契ス可ノミ。易行易修ノ法ナルヲ以テ輕易ニ看過スルコト勿レ。」とて本宗の祈願祈禱の辯を述べてゐる。

る。されば吾等「聖徳ヲ感戴シテ國家ノ福ヲ祈ラザランヤ」である。蓋し吾淨土宗の祈りは「護念經ヲ讀誦シ六字ノ寶符ヲ唱ルルヲ以テ加持ノ神咒トス。唯願王ノ威力ヲ以テモロ／＼ノ厄難ヲ消除スルノミ。」と、尙元祖大師の御言葉に「コノ世ノ祈リニ念佛ノ外ニ佛ニモ神ニモ申シ經ヲヨミカキ、佛ヲ作シテ専修ヲサフル行ニテハ候ハズ、」とて、厭穢欣淨を宗體とする淨土門も、皇圖鞏固佛日增輝の祈りを修すとも、恐くは宗意に齟齬せずやと述べてゐる。

七

最後に淨土宗傳法沿革史上に於ける問題が残つてゐる。ことは明治六年、從來檀林のみで行ふて居た傳宗傳戒を、京都四個本山でも行ふことになつたのに始る。即ち上人は明治十年吉水正統系譜略を著して、勢觀房と聖光房とは共に吉水正統の同源同流なる者、關東關西の各本山皆正統にして、傳法の特權は關東に限る者でないとして、關西の各本山に於ても行ふべきであると主張して、京都四箇本山の譜脈を明にした。このことは計らずも大問題を惹起し、檀林派と知恩院派、神谷大周師と山田辨承師、福田行誠師と養鷗徹定師、相互に論難駁撃に日を累ねたが決しなかつた。行誠上人が「譜脈私案」なる一書を寄せば、徹定上人は「答辯譜脈私案」を草して之に酬ひた。かくて東西の紛争いつ解決するとも見えなかつたが、明治廿年四月上人知恩院を辭し、とにかく一段落を告げたのである。このことは本稿の要旨でないからここでは之を省く。詳細は上人の著「吉水正統系譜略」、專修學報第五號林彥明氏の「傳統血脈と五重傳書」、龍谷大學論叢第二九三號井川定慶氏の「行誠上人と淨土宗」、惠谷隆戒氏の概説淨土宗史「傳法の沿革」等によりたい。たゞ上人が一身を犠牲にして祖山の爲めに、嚴護法城の熱血を注がれたことは忘れることが出来ない。現に知

恩院に於て宗傳傳戒を行ひ得るに至つたのは、全く上人の力によるものといはねばならぬ。

八

さて、以上を以て一應徹底上人の教學に於ける態度を窺ふことが出来たと思ふ。蓋し外部に向つて鋭鋒であつたばかりでなく、對內的にも肅正の聲をあげ「寺院ノ驕奢、僧侶ノ濫行、及び暗證盲修、不學不明ノ如キ、是斥ケズンバアル可ラズ」²³、又「佛法ノ興廢ハ唯學業ノ一ツニ在リ、學業已ニ成テ佛法自ラ興隆セズトイフコトナシ」²⁴、とて學問の衰微を杞憂してゐるが、このことはかの眞宗大派の安休寺晃曜が「ケ様ノ時節ニナツテハ、且那ノ多キモケナルカラズ、寺格ノ高キモウラヤマシカラズ、只學ウラヤマ敷也」²⁵と論じてゐるのと同旨であらう。とにかく上人自身の精神生活は豊富なものであり、高き教養を持せられたといふことが想像出来る。その目標は全く護國護法的態度で、これに表裏膠着して關邪運動に終始されたものと見得るであらう。

前述の如く、上人の古書古經の蒐集は近世佛敎書誌學の基礎をつくられたといふべく、現在知思院に藏する國寶菩薩處胎經、大樓炭經、上宮聖德法王帝說等を始め、海龍王經、地藏十輪經等、幾多の貴重典籍は、上人が苦心蒐集して寄納したものである。勿論上人寂後散佚したものも數多きことであらうが、或は跋を加へ、或は其の古經題跋に錄してゐるので、一度徹底上人の愛藏に歸したことによつて、學者の眼に觸れ、一躍著名となつたものも少くない。最近筆者が寓目し得た京大敎授小川陸之輔博士秘藏の國寶新譯華嚴經音義二卷(コロタイプ寫眞版)の如き、その一例である。

福田行誠上人には既に行誠全集が発刊されてゐる。然るに徹定上人にその全集なきは轉た寂寥を感ずる次第である。嘗て十年あまり以前、阿刀弘文氏により、上人全集刊行の企てが發表されたことを記憶してゐるが、その後杳として音沙汰がない。本春は宛も上人の五十回忌に相當した。知恩院に於ては一會の回願會が營まれたと聞いてゐるが、此際報恩の一端として、徹定上人全集の刊行を専ら提唱して、この拙き筆を擱きたいと思ふ。それは近世思想史料として、將又明治佛教史料として、豊富な思想と内容とを有するからである。

最後に徹定上人の教學を知るに大切な、上人の論著目錄を掲載する。幸に殆んど眼福を得る事の出來たもので、それらについては、序文或は跋文等により、年月を寫し、且つその所在を附記して置いた。但し二三未見のものもあり、其他本宗寺院を中心として、上人の書や畫贊も相當多くあることと思ふ。それらについては何れ後日を期して蒐録したい。諸賢の御教示を仰ぎたい次第である。(昭和十五年六月稿)

緣山詩叢三卷

天保壬寅冬十月 南筑 釋徹定謹撰(京都嵯峨 正定院藏)

甘露記一卷

(弘化四年)

關邪管見錄二卷

萬延紀元庚申秋八月 杞憂道人撰(佛專藏)

關邪集一卷

萬延紀元庚申桂月題於緣嶠南溪古經堂中 杞憂道人撰(佛專藏)

蓮門經籍錄一卷

京兆了蓮寺文雄輯錄 緣山南溪徹定增補 壬戌仲夏 古經堂主人識(佛教全書一收載)

羅漢圖讚集三卷

文久壬戌蘭月 佛眼山徹定撰(谷大藏)

譯場列位二卷

文久三年癸亥夏六月 竺徹定書于佛眼山竝蒂蓮花閣(解題叢書收載)

古經題跋二卷

文久三年癸亥冬嘉平月題于佛眼山古經堂(解題叢書收載)

續興學編一卷

杞憂道人著 慶應丙寅秋八月(比丘彦孝寫)(京都嵐瑞激氏藏)

祈禱辯一卷

杞憂道人著 慶應戊辰春新鐫 古經堂藏版(佛專藏)

南蠻寺興廢記一卷

戊辰王正人日 題於古經堂芸窻下 杞憂道人(日本思想闡譯史料第一〇卷收載)

破提字子一卷

戊辰仲春題于華頂峰忠岸精舍寓齋 杞憂道人(續々群書類從第一二收載)

釋教正謬初破二卷

明治紀元著雍闍茂蠶月下浣 杞憂道人(日本思想闡譯史料第一〇卷收載)

釋教正謬初破再破三卷

治巳初秋下浣題於海東佛嶺雙帶蓮花閣 杞憂道人(谷大藏)

笑耶論一卷

己巳夏五 杞憂道人(嵐瑞激氏藏)

辨道書目提要一卷

明治己巳仲秋 佛嶺杞憂道人撰(拙藏)(真宗全書第二七册ノ内收載)

佛法不可斥論一卷

杞憂道人著 庚午三月未定稿(佛專藏)(拙藏)(明治維新神佛分離史料卷上收載)

高僧敬神錄一卷

明治八年第四月上浣 題于京都府東山華頂峰丈室大教正養鷗徹定(佛專藏)

吉水正統系譜略一卷

明治十年十月 大教正知恩院第七十五世順徹定(知恩院藏)(河合辨雅氏寫本による)

續古經題跋一卷

明治十六年九月念七日也 古經堂松翁識(解題叢書收載)

傳語匡謬及餘論一卷

戊子仲冬 華頂山隱士松翁(佛專藏)

其他、答辯譜脈私案一卷、法脈論稿一卷、授手印考證一卷等の著作もある。²⁶⁾

註①藤堂祐範氏「養鷗松翁徹定門主」(龍谷大學論叢第二九三號)一三三頁

- ② 高瀬承嚴氏「徹底と行誡」(現代佛教第百五號)六〇〇頁—六〇五頁
藤本了泰氏「明治時代の淨土宗」右同誌三九五頁—四〇六頁
- ③ 徳重淺吉氏「維新政治宗教史研究」一三二頁
- ④ 吉水正統系譜略序文、淨全十八 五七六頁—五七九頁松翁自傳、松翁年譜、知恩院史四二九頁—四三三頁、七〇五頁、藤堂氏(前掲)一三三頁以下等参照
- ⑤ 明治維新神佛分離史料卷上一〇一頁—一八二頁、維新之際諸宗同盟會議」及び土屋詮教氏「明治佛教史」三九頁—四七頁参照
- ⑥ ⑦ 關邪管見錄卷上總論
- ⑧ 辨道書目提要序
- ⑨ 羽根田文明居士「維新前後佛教遭難史論」参照
- ⑩ 江東雜筆(辻善之助氏「日本佛教史之研究續編」八六九頁收載)
- ⑪ 慶應三年十二月九日王政復古の大號令、明治元年三月十三日神祇事務局の布告
- ⑫ 江東雜筆(前掲「日本佛教史之研究續編」八五二頁收載)
- ⑬ 太政官日誌
- ⑭ 神佛分離、廢佛毀釋に就ては、「明治維新神佛分離史料」辻善之助氏「日本佛教史之研究續編」二一以下、及び土屋詮教氏「明治佛教史」第一章等参照
- ⑮ 維新の御宸翰
- ⑯ 徳重淺吉氏「維新政治宗教史研究」六四一頁
- ⑰ 佛法不可斥論六頁
- ⑱ 日本思想闘争史料第十卷所収「閑愁錄」

- ⑲ 佛法不可斥論付十二問答(佛法國益篇)
 - ⑳ 同書(鎮護國家篇)
 - ㉑ 高僧敬神錄序
 - ㉒ 佛教不可斥論八頁
 - ㉓ 續興學編二頁
 - ㉔ 護法總論(明治佛教 護國篇二六五頁)
 - ㉕ 井川定慶氏「行誠上人と淨土宗傳法沿革」(龍谷大學論叢第二九三號)
- 林彦明氏「傳燈血脈と五重傳書」(專修學報第五號)